

平成 2 3 年第 3 回
上小阿仁村議会臨時会
会 議 録

平成 2 3 年 5 月 2 日 (開会)

平成 2 3 年 5 月 2 日 (閉会)

平成 23 年第 3 回上小阿仁村議会臨時会会議録

○招集（開会）年月日 平成 23 年 5 月 2 日

○招 集 場 所 上小阿仁村議会議場

○開議年月日（時間） 平成 23 年 5 月 2 日（10 時 00 分）

○出席議員

1 番	小 林 信 君	2 番	長 井 直 人 君
3 番	齊 藤 鉄 子 君	4 番	佐 藤 真 二 君
5 番	萩 野 芳 紀 君	6 番	北 林 義 高 君
7 番	伊 藤 敏 夫 君	8 番	武 石 善 治 君

○欠 席 議 員 な し

○地方自治法第 121 条の規定により説明のため、会議に出席した者の職氏名

村 長	中 田 吉 穂
主幹兼総務課長兼診療所事務局長	鈴 木 義 廣
住 民 福 祉 課 長	鈴 木 壽 美 子
産 業 課 長	小 林 悦 次
建 設 課 長	小 林 隆
特別養護老人ホーム施設長	中 嶋 辰 雄
代 表 監 査 委 員	加 賀 谷 敏 明
教育長職務代理者主幹教育委員会事務局長	田 中 文 隆

○本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	萩 野 謙 一
議会書記	小 林 京 子

○村長提出議案の題目 別紙のとおり

○議員提出議案の題目 な し

○議 事 日 程

第1 仮議席の指定

第2 議長選挙

追加

第1 議席の指定

第2 会議録署名議員の指名

第3 会期の決定

第4 副議長選挙

第5 総務産業常任委員会委員の選任

第6 議会運営委員会の選任

第7 議会広報編集委員会委員の選任

第8 北秋田市周辺衛生施設組合議会議員の選挙

第9 北秋田市上小阿仁村生活環境施設組合議会議員の選挙

第10 秋田県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

第11 議案第1号 平成22年度上小阿仁村一般会計補正予算の専決処分報告について

第12 議案第2号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分報告について

第13 議案第3号 上小阿仁村国民健康保険条例の一部を改正する条例の専決処分報告について

第14 議案第4号 上小阿仁村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分報告について

第15 議案第5号 平成23年度上小阿仁村一般会計補正予算について

第16 議案第6号 監査委員の選任につき同意を求めることについて

第17 閉会中の継続調査の申し出について

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○会議録署名議員の氏名

1番 小林 信 君

2番 長井 直人 君

10時00分

○ 議会事務局長 おはようございます。議会事務局長の萩野でございます。

この議会は、一般選挙後初めての議会であります。議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、年長議員が臨時議長の職務を行うことになっております。

出席議員中、武石善治議員が年長者でありますのでご紹介申し上げます。

○臨時議長（武石善治） ただいま、紹介いただきました武石善治であります。

地方自治法第107条の規定により、臨時に議長の職務を務めさせていただきます。皆様のご協力をよろしくお願い申し上げます。

ただいまの出席議員は8人です。定足数に達しておりますのでこれより平成23年第3回上小阿仁村議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

日程に入るに先立ち、村長より発言の申し出がありますのでこれを許します。

（村長登壇）

○村長（中田吉穂） 議員の皆様ご当選おめでとうございます。上小阿仁村の議会は県内では最も少ない8人の議会であります。議会は人数が多ければそれによいというものではないと思います。住民の声が皆様お一人お一人の広い行動によってそれをカバーすることが可能であると私は思っております。議員定数を8人から10人にし、報酬を20パーセントカットすると公約した現職は再選に至りませんでしたことは、民意は議員の増を今回は否定したことになります。同時に行われた東成瀬村の議員選挙では議員は無競争当選しております。人口減の進むこの地域で、議員定数を増員することは村民の選択がもしかしたらできなくなる可能性も秘めていると私は思っております。議会は討論の場です。住民を代表される議員の皆様には遠慮なく、その思い、お考えを発言していただき、それを私どもは真摯に受け止め、政策に活かしていくように私と執行機関は務めてまいります。今回の選挙で新人議員が半数を占めることになりましたが、それぞれ地域を代表しておりますが、全村民の幸せのため、また上小阿仁村を住み良い村の創造のために、立場に違いはございますが、思いは同じであると思いますので、切磋琢磨してまいりたいと思っております。私は12年間皆さんと同じ議員の立場から地域の課題を発信して、そしてまた提言してまいりました。しかし今度は自らの政策と予算を提示してご審議していただく立場になりました。今はまだその段階までできておりませんが、議員の方々にも緊急課題に雇用対策など、選挙公約に掲げておられる方も多くみうけられておりましたので、思いは同じであると思います。今回の選挙で村民は現職ではなく私を選択いたしました。そのため今後は継続すべきもの、継続しないもの、また新しく取り組むべきもの、それを区別してまいりたいと思っております。直ぐにできるものと、また時間が必要なものもございまして、できる限り情報提供し、ご理解いただけるよう務めてまいります。私は行政と議会の関係をチェック機能や、採決だけの関係とは思っておりません。それはもちろん必要なことではありますが、情報の共有こそが大切であると考えております。そ

のような議会对応を今後してまいりたいと思っております。人口 2,750 人余りのこの小さな我が村には、この地域だからこそできるものが必ずあると思っております。かけがいのない価値をうみ、心豊かに生涯をまっとうできる村民誰でもこの村生まれて良かったと思える村づくりを目指して職員とともに頑張つてまいります。取り組むべき課題は山積しておりますが、知恵を出し合い小阿仁村発展のために頑張る所存でございますので、今後ともご指導よろしくお願ひ申し上げます。どうも、おめでとうございます。

日程第 1 仮議席の指定

○ **議長（武石善治）** 日程第 1 仮議席の指定を行います。仮議席は、ただいま着席の議席を指定いたします。

日程第 2 議長選挙

○ **議長（武石善治）** 日程第 2 議長選挙を行います。

この選挙は投票で行います。議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

○ **議長（武石善治）** ただいまの出席議員は 8 名であります。

立会人を指名いたします。会議規則第 3 2 条第 2 項の規定により、立会人に 1 番 小林信君、2 番 長井直人君を指名いたします。

投票箱を改めさせます。

（投票箱点検）

○ **議長（武石善治）** 異常なしと認めます。

念のため申し上げます。この投票は、単記無記名であります。投票用紙に、議長の当選人とすべき議員ひとりの氏名を記載して下さい。氏名を特定できない場合は無効となります。

これより投票を行います。事務局長が仮議席番号を読み上げますので、順次投票願います。

（点呼、投票）

○ **議長（武石善治）** 投票漏れはありませんか。

（なしの声）

○ **議長（武石善治）** 投票漏れなしと認めます。開票を行います。立会人の立会いを願います。

（開票）

○ **議長（武石善治）** 選挙の結果を報告いたします。

投票総数 8 票、これは先ほどの出席議員数と符合しております。

有効投票 8 票、無効投票 0 票、有効投票中、武石善治君 7 票、小林信君 1 票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は、2票であります。よって、武石善治が議長に当選しました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場閉鎖の解除)

○議長(武石善治) ただいまの、選挙について、会議規則第33条第2項の規定により当選の告知を行い、承諾のあいさつをいたします。

ただいま不肖、私、議員皆様方の多くのご推薦より議長の要職に就くことになり非常に身に余る光栄に存じます。まだまだ未熟であり浅学非才の身であります。皆様方のお力添えをいただきながら、一身をていしてそのご厚志にむくいるべき村政発展、議会発展のため頑張る所存でございます。議員皆様、並びに村当局の皆様方のあたたかいご指導、ご鞭撻をいただきますよう心からお願い申し上げます、簡単でございますが、議長就任のご挨拶にかえさせていただきます。誠にありがとうございました。

これをもって、臨時議長の職務は全部終了しました。これから議長としての議事を取り計らいますが、暫時休憩いたします。

(「追加議事日程」配付)

○議長(武石善治) 再開いたします。お諮りいたします。ただいまお手元に配付いたしました追加議事日程のとおり、本日の日程に追加して議題にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(武石善治) 異議なしと認めます。よって、追加議事日程として議題とすることに決定しました。

日程第1 議席の指定

○議長(武石善治) 日程第1 議席の指定を行います。

議席の指定は、会議規則第4条第1項の規定により、議長からただいま着席のとおり指定いたします。

日程第2 会議録署名議員の指名

○議長(武石善治) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により議長において、1番 小林信君 2番 長井直人君 を指名いたします。

日程第3 会期の決定

○議長(武石善治) 日程第2 会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日限りといたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(武石善治) 異議なしと認めます。よって、会期は1日間と決定いたしました。

説明員の通告

○議長(武石善治) 説明員の通告がありますので報告いたします。

主幹兼総務課長兼診療所事務長、鈴木義廣君。住民福祉課長、鈴木壽美子君。産業課長、小林悦次君。建設課長、小林隆君。特別養護老人ホーム施設長、中嶋辰雄君。代表監査委員、加賀谷敏明君。教育長職務代理者兼教育委員会事務局長、田中文隆君。

日程第4 副議長選挙

○議長(武石善治) 日程第4 副議長選挙を行います。お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(武石善治) 異議なしと認めます。よって、指名推選によることに決定いたしました。お諮りいたします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(武石善治) 異議なしと認めます。よって、議長が推選することに決定いたしました。

副議長には、1番、小林信君を指名します。お諮りいたします。ただいま議長が指名しました1番、小林信君を当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(武石善治) 異議なしと認めます。よって、1番、小林信君が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました、小林信君が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

副議長に当選されました小林信君のあいさつがあります。

(新副議長、登壇し挨拶)

○副議長(小林信) ただいま、不肖私、議員皆様方のご推選により副議長の要職につくことになり非常に身に余る光栄に存じます。議会の機能を十分に発揮できるよう、皆様のご協力をいただきながら議長を補佐して、村政発展、議会発展のため頑張る所存でございます。また私たち議会や行政は地域創造のため可能性のある対応を全力で探っていかなければならないと思えます。議員皆様、並びに村当局の皆様方のあたたかいご指導とご鞭撻を賜り

たいと心からお願い申し上げます、簡単ではございますが、副議長就任のご挨拶にかえさせていただきます。

日程第5～日程第7

○ **議長（武石善治）** 日程第5、総務産業常任委員会委員の選任についての件から、日程第7、議会広報編集委員会委員の選任についての件まで3件を一括議題といたします。

総務産業常任委員会委員の選任については、委員会条例第2条及び第7条第1項の規定により、議長において、議員全員8人を指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○ **議長（武石善治）** 異議なしと認めます。よって、総務産業常任委員会委員には、ただいま指名したとおり議員全員8人を選任することに決定しました。

議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第4条の2第2項及び第7条第1項の規定により、議長において、1番 小林信君、2番 長井直人君、3番 齊藤鉄子君、4番 佐藤真二君、5番 萩野芳紀君の5人を指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○ **議長（武石善治）** 異議なしと認めます。よって、議会運営委員会委員には、ただいま指名したとおり5人を選任することに決定しました。

議会広報編集委員会委員の選任については、上小阿仁村議会広報紙発行に関する条例第3条第3項の規定により、議長において、2番 長井直人君、3番 齊藤鉄子君、5番 萩野芳紀君、6番 北林義高君、7番 伊藤敏夫君の5人を指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○ **議長（武石善治）** 異議なしと認めます。よって議会広報編集委員会委員には、ただいま指名したとおり5人を選任することに決定しました。

日程第8、日程第9

○ **議長（武石善治）** 日程第8、北秋田市周辺衛生施設組合議会議員の選挙についての件及び第9、北秋田市上小阿仁村生活環境施設組合議会議員の選挙についての2件を一括議題といたします。

お諮りします。一括議題となっている2件の選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○ **議長（武石善治）** 異議なしと認めます。よって、指名推選によることに決定しました。

北秋田市周辺衛生施設組合議会議員の指名を行います。定数は2人であります。3番 齊藤

鉄子君、7番 伊藤敏夫君を指名します。お諮りいたします。ただいま議長において指名しました2人を北秋田市周辺衛生施設組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

○議長(武石善治) 異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました3番 齊藤鉄子君、7番 伊藤敏夫君が北秋田市周辺衛生施設組合議会議員に当選されました。

ただいま、当選されました2人が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

次に、北秋田市上小阿仁村生活環境施設組合議会議員の指名を行います。定数は2人であり、2番 長井直人君、4番 佐藤真二君を指名します。お諮りいたします。ただいま議長において指名しました2人を北秋田市上小阿仁村生活環境施設組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

○議長(武石善治) 異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました2番 長井直人君、4番 佐藤真二君が北秋田市上小阿仁村生活環境施設組合議会議員に当選されました。

ただいま、当選されました2人が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

日程第10

○議長(武石善治) 日程第10、秋田県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙についての件を議題といたします。お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

○議長(武石善治) 異議なしと認めます。よって、指名推選によることに決定しました。お諮りします。指名の方法については議長が指名することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

○議長(武石善治) 異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定しました。

秋田県後期高齢者医療広域連合議会議員には、2番 長井直人君を指名します。お諮りいたします。ただいま、指名しました2番 長井直人君を秋田県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

○議長(武石善治) 異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました2番 長井直人君が秋田県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選しました。

ただいま、当選されました長井直人君が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

特別委員会設置の動議

○1番（小林 信） 議長、1番

○議長（武石善治） 1番 小林信君

○1番（小林 信） 特別委員会設置の動議を提出いたします。

○議長（武石善治） 1番 小林信君、登壇の上、提出して下さい。

（小林信議員 登壇）

○1番（小林 信） 特別委員会設置の動議を提出いたします。

本村議会には、長年、小阿仁川水系対策特別委員会が設置されてまいりました。小阿仁川をめぐっては、水量問題、洪水対策、環境問題等、まだまだ多くの検討すべき課題が残されております。

したがって、当議会においても小阿仁川水系対策特別委員会を設置し、委員は正副議長を含め5人とする動議を提出いたします。

（「賛成」と呼ぶものあり）

○議長（武石善治） ただいま、1番 小林信君より、小阿仁川水系対策特別委員会設置に関する動議が提出されました。

この動議は賛成者がありますので成立しました。お諮りいたします。小阿仁川水系対策特別委員会設置に関する動議を日程に追加し、直ちに議題としたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（武石善治） 異議なしと認めます。よって、本動議を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定しました。お諮りいたします。ただいま議題となっている、小阿仁川水系対策特別委員会は、委員会条例第5条の規定により、5人の委員をもって構成する特別委員会を設置し、調査期間は調査終了までとし、併せて閉会中の継続審査とすることにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（武石善治） 異議なしと認めます。よって、5人の委員をもって構成する、小阿仁川水系対策特別委員会を設置し、調査期間は調査終了までとし、併せて閉会中の継続審査とすることに決定しました。

特別委員会の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、議長により指名いたします。

小阿仁川水系対策特別委員会委員には、1番 小林信君、2番 長井直人君、4番 佐藤真二君、5番 萩野芳紀君、8番 武石善治の5人を指名いたします。お諮りいたします。ただいま指名した5人を委員とすることに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（武石善治） 異議なしと認めます。よって、小阿仁川水系対策特別委員会委員には、ただいま指名した5人を選任することに決定しました。

暫時休憩いたします。

(「各正副委員長名簿」及び「議会運営委員会の閉会中の継続調査申し出」文書配付)

再開 10:55

○ **議長（武石善治）** 再開いたします。休憩中に、各委員会で互選により正副委員長が決定されたようですので、各委員長によりご報告願います。登壇して報告して下さい。最初に、総務産業常任委員会より報告願います。

○ **2番（長井直人）** 委員長には私、長井。副委員長には佐藤真二議員が任命されました。若輩ではありますが、よろしく願いたします。

○ **議長（武石善治）** 次に議会運営委員会より報告願います。

○ **3番（齊藤鉄子）** 委員長には私、齊藤鉄子。副委員長には長井直人議員が選ばれました。どうぞよろしく願いたします。

○ **議長（武石善治）** 次に議会広報編集委員会より報告願います。

○ **5番（萩野芳紀）** 委員長には私、萩野芳紀です。副委員長には伊藤敏夫さん、この二人でやりますのでよろしく願いたします。

○ **議長（武石善治）** 次に小阿仁川水系対策特別委員会より報告願います。

○ **1番（小林 信）** 報告いたします。委員長には私、小林信。副委員長には長井直人議員が任命されましたことを報告いたします。よろしく願いたします。

日程第11 議案第1号 上程・採決

○ **議長（武石善治）** 日程第11 議案第1号 平成22年度上小阿仁村一般会計補正予算の専決処分報告についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。総務課長。

○ **総務課長（鈴木義廣）** 予算関係議案の1ページをお開き願います。議案第1号 平成22年度上小阿仁村一般会計補正予算の専決処分報告であります。地方自治法第179条第1項の規定により、次のように専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求めます。

平成23年5月2日提出 上小阿仁村長 中田吉穂。次のページをお開き願います。

専決第1号 専決処分書 平成22年度上小阿仁村一般会計補正予算について、地方自治法第179条第1項の規定により、次のように専決処分する。

平成23年3月31日専決 上小阿仁村長 小林宏晨 となっております。

次に3ページをお開き願います。平成22年度上小阿仁村一般会計の補正予算であります。この補正予算につきましては、歳入歳出それぞれ1億5,127万9千円を追加するものでありまして、補正後の歳入歳出の総額は26億3,450万8千円となるものであります。詳細につきましては9ページをお開き願います。歳入、9款1項地方交付税であります。補正額が1億5,129万7千円となっております。内訳につきましては説明の欄をご覧いただきたいと思っております。特別交付税であります。1億5,129万7千円の追加となっております。これにつきまして地方交

付税の22年度の最終決定額につきましては、普通交付税で15億3,031万7千円となっております。特別交付税の最終交付決定が、1億5,129万7千円となっております。トータルで16億8,161万4千円であります。次のページをお開き願います。歳出であります。2款1項12目財政調整基金費であります。1億5,244万1千円の税額となっております。この内訳につきましては、説明の欄であります財政調整基金積立金1億5,244万1千円となっております。9款1項2目常備消防費114万4千円の減額となっております。常備消防の委託料としまして22年度の精算に伴う減額となっておりますのでよろしくお願いたします。

○ **議長（武石善治）** これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○ **議長（武石善治）** 他に質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○ **議長（武石善治）** 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○ **議長（武石善治）** 討論がないようですので、討論を終結いたします。

議案第1号 平成22年度上小阿仁村一般会計補正予算の専決処分報告についての件を採決いたします。

本案は、報告どおり承認してこれにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○ **議長（武石善治）** 異議なしと認めます。よって本案は原案どおり承認されました。

日程第12 議案第2号 上程・採決

議長（武石善治） 日程第12 議案第2号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分報告についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。総務課長。

○ **総務課長（鈴木義廣）** 提出議案関係の1ページをお開き願います。別の冊子となりますのでお願いたします。議案第2号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分報告であります。一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により別記のとおり報告し承認を求めます。内容につきましては、3ページをお開き願います。一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例であります。これにつきましては、第3条第3項中につきましては下の医療職給料表2級別職務分類表を追加するものであります。この医療職の給料表につきましては21年の11月に改正しております。今回新たに医療職の級別職務分類表を追加する条例の改正で、3月31日で専決処分しておりますのでよろしくお願いたします。以上であります。

○議長（武石善治） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（武石善治） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（武石善治） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

議案第2号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分報告についての件を採決いたします。

本案は、報告どおり承認してこれにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（武石善治） 異議なしと認めます。よって本案は報告どおり承認されました。

日程第13 議案第3号 上程・採決

議長（武石善治） 日程第13 議案第3号 上小阿仁村国民健康保険条例の一部を改正する条例の専決処分報告についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。住民福祉課長。

○住民福祉課長（鈴木壽美子） 4ページをお開きいただきたいと思います。上小阿仁村国民健康保険条例の一部を改正する条例の専決処分報告についてでございます。上小阿仁村国民健康保険条例の一部を改正する条例を、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により別記のとおり報告し承認を求めます。6ページをお開きいただきたいと思います。内容でございますけれど、出産一時金それが、6条第1項中「35万円」とありますが、それを「39万円」に改めるという条例でございます。これにつきましては、附則の中に第2条の中にありますけれど附則第2項を削るとありますが、この中で21年10月から23年3月までの経過措置で35万円を39万円支給するとなっておりますので、この附則を削りまして、第6条の中に「39万円」に改める条文となっております。これにつきましては平成23年4月1日から施行されます。よろしく願いいたします。

○議長（武石善治） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（武石善治） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（武石善治） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

議案第3号 上小阿仁村国民健康保険条例の一部を改正する条例の専決処分報告についての件を採決いたします。

本案は、報告どおり承認してこれにご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○ **議長(武石善治)** 異議なしと認めます。よって本案は報告どおり承認されました。

日程第14 議案第4号 上程・採決

○ **議長(武石善治)** 日程第14 議案第4号 上小阿仁村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分報告についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。住民福祉課長。

○ **住民福祉課長(鈴木壽美子)** 7ページをお開きいただきたいと思います。

議案第4号 上小阿仁村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分報告についてでございます。上小阿仁村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により別記のとおり報告し承認を求め、9ページをお開きいただきたいと思います。改正内容でございますけれども、第4条第2項ただし書中「50万円」を「51万円」に改めるこの分につきましては、医療分でございます。同条第3項ただし書中「13万円」を「14万円」に改めるこれにつきましては、後期高齢者支援金の限度額でございます。同条第4項ただし書中「10万円」を「12万円」に改めるこれにつきましては、介護納付金の部分の限度額であります。下の方25条各号列記以外の部分ということで、これにつきましても医療分、後期高齢者支援金、介護納付金の限度額を改めるという条文であります。この25条は国保税の減額をうたっております。その部分の限度額も改定されるということです。この改正は23年の4月1日から施行することになっておりますので、よろしくご審議いただきたいと思います。

○ **議長(武石善治)** これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○ **議長(武石善治)** 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○ **議長(武石善治)** 討論がないようですので、討論を終結いたします。

議案第4号 上小阿仁村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分報告についての件を採決いたします。

本案は、報告どおり承認してこれにご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○ **議長(武石善治)** 異議なしと認めます。よって本案は報告どおり承認されました。

日程第15 議案第5号 上程・採決

○ **議長（武石善治）** 日程第 15 議案第 5 号 平成 23 年度上小阿仁村一般会計補正予算についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。総務課長

○ **総務課長（鈴木義廣）** 予算関係議案の 11 ページをお開き願います。平成 23 年度上小阿仁村一般会計の補正予算であります。この補正予算につきまして、歳入歳出それぞれ 239 万 9 千円を追加し、補正後の歳入歳出を 23 億 3,629 万円とする補正となっております。詳細につきまして、17 ページをお開き願います。

この補正につきましては、保育園の経費にかかる補正内容となっております。歳入であります。13 款 1 項 1 目民生費国庫負担金であります。31 万 4 千円の追加となっております。次の 14 款もですけど、かみこあに保育園の場合 6 ヶ月以上を保育となっております。0 歳児を保育してもらうということで鷹巣の私立の保育園に預けるための負担金に対する補助金となっております。この部分につきましては、かかる経費から徴収金を引きました二分の一が補助となっております。それが 31 万 4 千円の追加となっております。

次に 14 款 1 項 1 目民生費県負担金であります。15 万 7 千円の追加であります。これにつきましても鷹巣のシャロームで 4 ヶ月間保育してもらうということでその徴収金を差し引いた二分の一が補助となっております。

次に 19 款 4 項 4 目納付金であります。雇用保険料納付金、これにつきましては臨時職員の雇用保険料 1 万円となっております。

次のページ 19 款 5 項 1 目民生費受託事業収入であります。これは 198 万 8 千円あります。これにつきましては、先の議会で議決をいただいておりますけれど五城目町から受け入れる園児に対する受託保育料として 198 万 8 千円の追加となっております。

次に 19 ページになります。歳出であります。2 款 1 項 1 目一般管理費につきましては 3 千円の追加であります。社会保険料が 3 千円でこの中に児童手当の拠出金ということで、一般会計全部の部分を一般管理費の方で拠出金を出しておりますので、この分の追加 3 千円となっております。次に 3 款 2 項 2 目保育園費であります。285 万 2 千円となっております。内容につきましては、大きなのが 7 の賃金であります。179 万 7 千円の追加となっております。0 歳児が増えてきているということで、6 月から 3 月まで臨時の補助を雇用したいということであります。その分として 179 万 7 千円。もどっていただきまして、それに係る共済費として 27 万 6 千円。社会保険料、雇用保険料、労災保険料となっております。

8 節の報償費につきましては賞賜金であります。五城目町から受け入れている園児 1 名につきまして、入園・卒園・運動会に対する報償費となっております。次のページをお開き願います。11 の需用費であります。10 万 9 千円の追加

となっております。これにつきましても五城目町から受け入れている園児に係る経費ということで消耗品費が1万8千円。賄材料費給食費等9万1千円の追加となっております。19節の負担金補助及び交付金であります。66万8千円の追加となっております。これにつきましては、歳入の方でもありましたけれど、鷹巣のシャロームという所に0歳児を保育してもらおうということでその負担金66万8千円の追加であります。14款1項1目予備費であります。その財源不足分を予備費で45万6千円を減額する内容となっておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（武石善治） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（武石善治） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（武石善治） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

議案第5号 平成23年度上小阿仁村一般会計補正予算についての件を採決いたします。

本案は、原案どおり決してしてこれにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（武石善治） 異議なしと認めます。よって本案は原案どおり可決されました。

日程16 議案第6号 上程

○議長（武石善治） 日程16 議案第6号 監査委員の選任につき同意を求めることについての件を議題といたします。地方自治法第117条の規定により、5番 萩野芳紀君が除斥に該当すると認められますので、退場を求めます。

（除斥議員退場）

○議長（武石善治） 提案理由の説明を求めます。村長

（中田吉穂村長 登壇）

○村長（中田吉穂） 監査委員の選任につき同意を求めることについて本村監査委員に次の者を選任したいので、地方自治法第196号第1項の規定により議会の同意をもとめる。

平成23年5月2日提出。 上小阿仁村長 中田吉穂。

記 議員のうちから選任する監査委員

住所 上小阿仁村堂川字山根37番地

氏名 萩野芳紀 昭和23年6月15日生

提案理由 議員のうちから選任する監査委員が、平成23年4月30日で任期満了となったため。 よろしくお願ひします。

議案第6号 採決

○議長（武石善治） 議案第6号 監査委員の選任につき同意を求めることについての件を採決いたします。この採決は、無記名投票により行います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（武石善治） 異議なしと認めます。よって無記名投票で行うことに決定しました。議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

○議長（武石善治） 立会人を指名いたします。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に3番 齊藤鉄子君、4番 佐藤真二君を指名いたします。

投票箱を改めさせます。

（投票箱点検）

○議長（武石善治） 異常なしと認めます。

念のため申し上げます。本件を可とする諸君は賛成または○印を、否とする諸君は反対または×印を記載してください。白票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第84条及び85条の規定により否とみなします。なお、この採決の投票者数は6人であります。

これより投票を行います。事務局長が仮議席番号を読み上げますので、順次投票願います。

（点呼、投票）

○議長（武石善治） 投票漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（武石善治） 投票漏れなしと認めます。

開票を行います。立会人の立会いを願います。

（開票）

○議長（武石善治） 投票総数 6票、これは先ほどの投票者数と符合しております。

そのうち賛成 6票、以上とおり 賛成が多数であります。よって、議案第6号 監査委員の選任につき同意を求めることについての件は、同意することに決定いたしました。議場の閉鎖を解きます。

（議場開場）

○議長（武石善治） 5番 萩野芳紀君に申し上げます。

議案第6号 監査委員の選任につき同意を求めることについての件は同意することに決定されましたので報告いたします。

日程第 17 閉会中の継続調査の申し出 上程・採択

○議長（武石善治） 閉会中の継続調査の申し出についての件を議題といたします。議会運営委員長から、会議規則第 75 条の規定によりお手元に配付したとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（武石善治） 異議なしと認めます。よって、委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

閉 会

○議長（武石善治） 以上をもって、本臨時会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。これにて、平成 23 年第 3 回上小阿仁村議会臨時会を閉会いたします。ご苦労様でした。

11 時 28 分 閉会